

鈴鹿市長意見(写)

(仮称) 鈴鹿市西庄内町（小峯地区）太陽光発電所用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書に対する意見

1 全般

本事業に対しては地域住民から生活環境や自然環境への影響、洪水や土砂災害の発生を危惧する意見が縦覧や説明会を通じて寄せられている。簡易的環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手続きであることから、事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的な地域との対話を努めること。

また、簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、環境影響の回避または低減に努めること。

2 大気質

- (1) 資材等の搬出入車両は、最新排出ガス規制適合車の優先的な使用に配慮すること。また建設機械においても排出ガス対策型の機種の使用に努めること。
- (2) 資材等の搬出入及び工事の際には、稼働時間が集中しないように作業等の平準化を図ること。

3 騒音、振動、低周波音

- (1) 低騒音、低振動型の車両等を使用するとともに、工事車両や重機による騒音、振動の周辺環境への影響を最小限にするよう努めること。
- (2) 資材等の搬出入及び建設機械の稼働等、作業時間が集中しないような作業計画を検討すること。

4 水質、地下水

- (1) 調整池については、近年の集中豪雨等想定外の雨量に対応できるような容量を確保すること。また、設置についても周辺への影響等を考慮し、適切な場所に設置すること。
- (2) 発電施設の供用時における除草等を行う場合には、農薬の適正な使用に努めること。

5 地形、地質

斜面や調整池の崩壊により周辺に被害が生じないよう、事業終了後も含めた安全性の確保に配慮すること。

6 陸生動物

- (1) レッドデータブック等で指定されていない普通種や、文献に記載があるものの調査では見つからなかった生物についても、生物多様性確保の観点から、生息環境の保全措置を可能な限り検討すること。
- (2) 森林伐採により、鳥獣類による周辺地域の生活環境や農作物への影響が予測されることから、地域住民と協議の上、適正な防止策を講じること。

7 陸生植物

レッドデータブック等で指定されていない普通種や、文献に記載があるものの調査では見つからなかった生物についても、生物多様性確保の観点から、生息環境の保全措置を可能な限り検討すること。

8 水生生物

事業実施区域周辺に生息する水生生物に対して、工事による濁水や供用開始後の農薬の影響が懸念されることから、環境保全措置を十分に検討し、流出防止策を講じるなど生態系の保全に努めること。

9 生態系

- (1) 生態系保全の観点から、事業実施区域内の緑化には、可能な限り在来種を選定すること。
- (2) 事業実施区域にて特定外来生物が発見された場合は、速やかに駆除すること。

10 景観

事業実施にあたり、景観法の届出対象となるため、法令所管課と協議すること。

11 廃棄物

- (1) 建設工事に伴う造成工事により、伐開、伐採、伐根による樹木や根株が大量発生するため、これらの発生量を予測しているが、環境保全措置に基づき、再資源化の燃料や場内の土砂流出防止柵として利活用するなど、廃棄物の発生量を少なくするよう実施すること。

- (2) 太陽光発電所用地造成事業で生じる廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者責任において適正に処理すること。
- (3) 太陽光発電設備を廃棄処分する際には、環境省策定の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照すること。

12 温室効果ガス等

- (1) 資材の運搬車両及び建設機械の稼働による温室効果ガス（CO₂）の排出を低減するため、作業の効率化を検討すること。
- (2) 最新の排出ガス規制適合車の使用に努めること。

13 その他

- (1) 自然災害、その他の事由により当該事業に被害が生じた場合には、周辺環境への影響を最小限にとどめ、速やかに復旧又は対策を講じること。
- (2) 太陽光発電施設の設置により温度及び反射光等周辺地域の環境への影響に配慮すること。
- (3) 発電施設を廃止した場合は、太陽光パネルやパワーコンディショナー等をそのまま放置せず適切な措置をとること。
- (4) 資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」や三重県策定の「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を遵守するとともに、日常的・定期的な保守点検を適切に実施すること。

